

玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業の公募型プロポーザル実施要領

(趣旨)

玖珠町（以下「町」という。）では、令和7年度から玖珠町学校給食センターの調理配送等業務を民間事業者へ委託するため、次のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定を行う。

この募集要領は、調理等業務委託事業に係る民間事業者の公募に関して必要な事項を定めたものである。

なお、この募集要領と併せて交付する次の資料も本募集要領と一体の資料とし、これらを含めて「募集要領等」と称する。

仕様書：町が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1. 業務名

玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業

2. 目的

学校給食の質を維持し、より安全で美味しい給食を児童生徒に提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する民間事業等を選定することを目的とする。

3. 対象の施設

施設名	玖珠町学校給食センター
所在地	玖珠町大字帆足2195番地の2
建築年月	平成7年4月
建物構造	センター本体：鉄骨造平屋建
敷地面積	1,699.96㎡
建物面積	センター本体：629.87㎡
運用方式	ドライ運用
配送校	小学校6校、中学校1校、その他1校、幼稚園
調理食数 調理方式	1,067食（令和6年4月現在） 米飯給食週4回、パン給食週1回
食器等の種類	PEN食器（深皿大、ボール大、ボール小）、箸、スプーン 給食用トレイ
食器食缶コンテナ数	15台
給食車	4台、予備1台
年間業務従事日数	229日 調理実施予定日数199日 1～3学期前後の給食準備及び研修等日数30日程度

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料金の削減対策の取り組み（デマンド値の低減化）に協力すること。 ・*残菜は、生ごみとして、町が委託する処理業者に回収をしてもらうこと。 ・アレルギー除去食、代替食(以下「アレルギー対応食」という)の調理を行うこと。 <p>*残菜・・・調理段階で発生する野菜くず及び給食の食べ残し</p>
-----	--

4. 業務内容

具体的な内容は、「玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照すること。

- (1) 物資検収時の受け取り、検温、保管業務
- (2) 調理業務、アレルギー対応調理
- (3) 保存食の採取及び保管業務
- (4) 配缶等業務
- (5) 食器、食缶及び調理機器及び輸送コンテナの洗浄消毒保管業務
- (6) 残菜の計量及び処理業務（敷地内所定の場所までの搬出）
- (7) 施設、設備の清掃及び点検業務
- (8) 使用物品管理業務
- (9) 衛生管理業務
- (10) その他機器の簡易な点検修繕業務
- (11) センター周辺の清掃及び草刈り
- (12) 前各号に附帯する業務

【参考】本業務委託に含まれない業務

- ・献立作成業務、食材調達業務
- ・配送回収業務、給食費徴収等業務
- ・施設設備等保守業務

5. 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで 3年間とする。

6. 発注者

玖珠町

7. 施設、設備の使用

既存の施設設備を使用することとし、原則として改造等はできない。

8. 調理食数

給食の供給対象は、児童・生徒並びに受配校の校長及び学校給食センター所長が認めた者とする。

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
調理食数	1, 0 5 5 食	1, 0 3 4 食	1, 0 1 4 食

(注1) 令和5年4月1日現在の食数による推定食数、又各校の行事などにより、食数は前後する。

9. 給食実施回数

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
給食実施回数	1 9 9 回	1 9 9 回	1 9 9 回

(注) 給食を提供する日数見込(学校給食センターの調理稼働日)

10. 業務従事者

業務従事者については、地元雇用を基本とする。

11. 応募資格

- (1) 会社更正法(平成14年法律154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた者である場合は、この限りではない。
- (2) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (3) 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

法人等若しくはその代表者(法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。)

又は、次のいずれかに該当すると認められる場合。

 - ①暴力団関係者である場合
 - ②暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - ③暴力団関係者を使用した場合
 - ④暴力団関係者と密接な交際等を有している場合
- (4) 連絡調整を速やかに行うため、九州内に本社・支社を有し、令和7年4月1日までに、玖珠町内に、営業所又は出張所等のいずれかを有することができる者であること。
- (5) 仕様書において示す実施体制を配置することができること。
- (6) 募集要領等に関する現地説明会に出席したものであること。
- (7) 業務受託事業者は、契約締結時点で(1)(2)(3)(5)の要件を満たす履行保証人を確保できること。

12. 応募に関する留意事項

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 応募事業者から募集要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、町の必要があるときは、募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用することができるものとする。なお、選定に係る公表等を行う場合には、参加書類の内容の一部を使用する場合がある。
- (3) 本募集要領に定めるもののほか、参加に当たって必要な事項が生じた場合には、参加事業者

に通知する。

1.3. 応募手続き

事業実施のスケジュールは、下記のとおりです。ただし、受付等は土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。

(1) 応募書類の公表	令和6年4月22日(月)～ 5月10日(金)
(2) 募集要領等に関する説明会及び現地見学会	令和6年4月27日(土)
(3) 募集要領等に関する質問の受付	令和6年4月24日(水)～5月2日(木)
(4) 質問の回答	令和6年5月8日(水)
(5) 参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び一次審査提案書類の受付	令和6年5月13日(月)～5月17日(金)
(6) 一次審査結果通知	令和6年5月24日(金)
(7) 二次審査、プレゼンテーション	令和6年5月31日(金)
(8) 二次審査結果通知	令和6年6月6日(木)～ 7日(金)
(9) 優先交渉権者の決定	令和6年6月中旬

(1) 募集要領等に関する説明会及び現地見学会

この募集要項等に関する説明会を、次の通り開催します。

① 日時 令和6年4月27日(土)

10時30分～11時30分(受付開始は10時)

② 場所 〒879-4403 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2195番地の2

玖珠町学校給食センター 会議室

③ 留意事項

(ア) 説明会希望者は、令和6年4月26日(金)までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を玖珠町学校給食センターへFAX、又はE-mailによりご連絡ください。

(イ) 参加人数は、1事業者につき、2名までとします。

(ウ) 説明会では、原則として募集要領等の配布はしないので、各自持参してください。

(エ) 説明会不参加の事業者は、応募することはできません。

(オ) 調理室等に入る方は、直近1ヶ月以内の検便検査結果(検査項目:赤痢菌、サルモネラ及び腸管出血性大腸菌O-157)、清潔な衣服(白衣及び帽子等)並びに調理用靴を用意すること。

(カ) 見学時は、町の指示に従うこと。

(2) 担当課 玖珠町学校給食センター

〒879-4403 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足2195-2

電話番号 0973-72-0919

FAX番号 0973-72-0930

E-mail kyusyoku@town.kusu.oita.jp

担当者 学校給食班

(3) プロポーザル応募に係る関係資料

- ・玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業 募集要領・・・本書
- ・玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業 仕様書
- ・様式集
- ・その他関連資料

(4) 第一次審査、提案書の提出

① 提出期限

令和6年5月17日(金) 17時00分必着

② 提出場所

上記(2)に同じ

③ 提出方法

持参すること。郵送等は受け付けない。

④ 提出部数

6部(正本:1部、副本:5部、CD-R:1枚)

⑤ 提出様式

(ア) 参加表明書(様式第2)

(イ) 企画提案書(様式任意)A4サイズで作成するものとし、ページを付して、各様式のほか、添付書類を含め、綴じて提出すること。(ファイル綴じ不要)

(ウ) なお、提案書を記録した電子媒体(CD-R等)を作成し提出すること。

⑥ 無効(失格)となる提案書

(ア) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(イ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(ウ) 虚偽の内容が記載されているもの

⑦ 見積書

(ア) 見積金額の内訳について、各年度別に作成し、職員配置人数と経費負担の内訳が分かるように作成すること。(様式は様式第4号-1、様式第4号-2)また、様式第4号の見積書の見積額は、委託期間の3年間分の合計額を記載し、年度ごとの金額を下段の欄に記載すること。

(イ) 仕様書の内容を参照し作成すること。

(ウ) 見積書に記載する委託料の金額には、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

(エ) 見積額が、「19. 委託金額」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

(5) プロポーザルに対する質問の受付及び回答

①受付期間

令和6年4月24日(水) 9時から

令和6年5月 2日(木) 17時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

②提出方法

質問は、質問書(様式第1号)に内容をまとめ、持参又はE-mailすることにより受け付ける。

③提出場所

13.(2)と同じ

④回答方法

質問の回答は5月8日までに町のホームページにて、質問者を伏せた形で公開します。ただし、質問の内容によって本プロポーザルの事業者選定に公平性を保てないと判断された場合には回答は行わない。

また、質問に対する回答は、募集要領等への追加又は修正とみなす。

14. 資格審査及び提案の選考

プロポーザルの特定に係る審査は、玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において実施する。

15. 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

第一次審査において選定された応募事業者を対象に、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行います。

最高点の者を最優秀提案者とし、次点の者を優秀提案者とする。

選定結果は、後日提案者全員に文書で通知する。ただし、各評価項目の評価点は公開しない。また、結果に対する異議は受け付けない。

実施日：令和6年5月31日(金) (予定)

時間：ヒアリングの時間及び会場は別途通知する。

内容：提案書の補足説明、選定委員による質疑

① 時間は30分以内(あいさつ・説明15分以内、質疑15分)

② 出席者は、本業務を直接担当する責任者(総括担当者)を入れた3名以内とする

③ 説明は、提出した書類のみで行う

④ ヒアリングの様子は非公開とする

⑤ ヒアリングの順番は、第一次審査における書類の受付順とする

16. 選定基準

企業の内容(配点35点)

評価項目	審査項目	評価の項目	配点
1 企業の業務実績	①給食業務における実績	過去5年間の給食調理の委託先、及び給食調理数	10
2 業務に対する実施方針	①配置予定調理業務責任者の状況	責任者の実務経験年数	10
		責任者の所持する資格内容	

	②職員の勤務体制	雇用の確保及び長期雇用の工夫	10
		交代要員の確保やシステムが確立されているか	
	③玖珠町住民の活用について	玖珠町住民の雇用についての考え方	5

提案の内容（配点65点）

評価項目	審査項目	評価の項目	配点
3審査テーマに対する提案内容	①学校給食に対する考え方	テーマに対する提案の的確性	10
		学校給食調理業務に取り組む意欲	5
	②アレルギー対応食についての考え方及び具体的な取り組み	テーマに対する提案の的確性	10
		テーマに対する提案の実現性	5
	③調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生時における対応	テーマに対する提案の的確性	10
		テーマに対する提案の実現性	5
	④学校給食衛生管理基準以外の独自の衛生管理基準について	独自の衛生管理基準があり、安全性について充実している	5
	⑤食育の充実について	テーマに対する提案の独創性	5
		テーマに対する提案の実現性	5
	⑥見積内容	見積価格	5

17. 契約

- (1) 最優秀提案者となった者は、町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
- (2) 最優秀提案者となった者が、契約締結までの間に次のア、イ又はウのいずれかに該当した場合は、優秀提案者を町の内部手続きを経た上で契約の相手方として決定する。
 - ア 「11. 応募資格」の要件を満たさなくなったとき。
 - イ 契約の締結を行わない場合。
 - ウ その他、契約の相手として適当で無いと判断された場合
- (3) 委託料については、提案内容を基本として決定するが、協議により内容の変更等が生じた場合は、修正を行うものとする。

18. その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、13. (2) に同じ（その他の窓口では一切受付をしない）
- (2) 選定委員会の会議は非公開とする。
- (3) 提案書の提出は、提案者1者につき1提案とする。
- (4) 提案書の取扱
 - ア. 提出された提案書は返却しない。
 - イ. 提出された提案書は、受託者の選定を行なう作業に必要な範囲において、複製を作

成する場合がある。

- ウ. 提出された提案書及びその複製は、受託者の選定を行なう作業以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- エ. 提出された書類については、提出期間に限り補正することができる。提出期間終了後は変更できないものとする。また、その理由のいかんに関わらず返却は行わない。
ただし、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合や、記載内容に関する聴き取り調査を行う場合がある。
- オ. 提案書によって、提案した調理業務責任者は、原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、町に同等以上の調理業務責任者であること了解を得なければならない。
- カ. 提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第3号）をヒアリング審査までに持参又は郵送（書留郵便とし、封筒には「プロポーザル参加辞退届在中」と朱書きのこと）で提出すること。
- キ. 町が提示する資料は、町の許可なく公表、その他の業務に使用してはならない。また、了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止する。
- ク. 提出された提案書及び審査内容等は、原則として公開しない。しかし、情報公開請求があった場合は、玖珠町情報公開条例に則り公開する場合がある。
- ケ. 参加を予定する事業者及び提案者は、選定委員、関係職員と本件提案についての接触（見学会、募集要領に関する質問等、正当な行為を除く）を禁じる。
接触の事実が認められた場合には、失格とする場合がある。
- コ. 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集を行う場合がある。
- サ. 提案書の受取り時に関する審査は、提出書類の不足の確認とする。受取り時における内容審査及び指導は行わない。
- シ. 令和7年4月1日の業務開始日までに円滑な業務開始ができるように準備を行うこと。

19. 委託金額

「玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業」に係る契約金額の総額の上限は下記のとおり（消費税及び地方消費税を含まない3年分の合計）である。従って、この金額を超えた場合は失格となる。

事業名	金額
玖珠町学校給食センター調理業務等委託事業	128,400 千円

20. 提案書等に関する条件

(1) 遵守法令等

- ①学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法令、その他の関連法規等
- ②学校給食衛生管理基準（文部科学省）、大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）、その他の関連要綱等

(2) 履行の確認及び委託料の支払い

- ①委託料は、令和7年4月分を初回として、月ごとの支払いとする。
- ②受託事業者は、調理業務実施報告書を提出し、町による業務履行確認を経た上で、当該月分の委託料を町に請求することができる。

③ 町は、所定の当該支払請求書を受領した日から起算して30日以内に委託料を支払う。

(3) 責任分担

町と事業者との責任分担は次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		町	事業者
事業の中止・延期	町の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄、破綻		○
不可抗力による中止等	大規模な災害や暴動等による事業中止	○	
許認可等	事業実施に必要な許認可取得等の遅延等		○
計画変動	事業内容の変更		○
運営費変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合		○
調理事故・異物混入	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
施設・設備等の補修	事業者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
事業の実施水準	仕様書で定める水準に不適合である場合		○

(4) 事業実施

受託事業者は、業務の継続が困難となった場合又はその懸案が生じた場合は、速やかに町に報告するものとし、その場合の措置は次のとおり。

① 受託事業者の債務不履行の場合

- a) 受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸案が生じた場合には、町は受託事業者に対して、期限を付して修復策の提出及び実施を求めることができるものとする。
受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、町は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。
- b) 受託事業者が本業務委託を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないときは、履行保証人に対し、本業務委託の実施を求めることができる。
- c) 履行保証人は、前項の規定による本業務委託の実施の請求があったときは、業務受託事業者に代わって本業務委託を実施しなければならない。

② 町の債務不履行の場合

町の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託事業者は、契約を解除できるものとする。このとき、受託事業者が契約を解除した場合、受託事業者は町に対して、これにより生じた損害賠償を請求できることとする。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他町又は受託事業者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合は、町と受託事業者は業務継続の可否について協議を行い、継続が困難と判断した場合には、町は契約を解除できるものとする。

(別記)

提出書類一覧表 (様式集)

正本1部、副本5部とする。

副本については正本のコピーで可とする。なお、各様式の設問において、記載事項がない場合は、空欄のままにせず「該当なし」の表記を必ず行うこと。

様式	名称	備考
様式第1号	質問書	
様式第2号	参加表明書	
様式第3号 (第18条関係)	プロポーザル方式参加辞退届	
様式第4号	見積書	
様式第4-1号	見積内訳書	
様式第4-2号	人件費内訳書	
技術資料様式1号	技術提案書	
技術資料様式2号	プロポーザル方式参加資格制限誓約書	
技術資料様式3号	企業の業務実績	1. 過去5年間の受託実績を10件以内で記載すること。(令和元年4月1日以降に受託開始をしたものとする。)また、受託一覧表を添付すること。 2. 受託内容については、業務内容(調理・配送など)、1日当たりに換算した給食数及び形態(自校又は共同)を必ず記載すること。 3. 記載した内容の確認ができる契約書又は協定書等の写しを(1件のみ)添付すること。
技術資料様式4号	業務に対する実施方針 1. 配置予定調理業務責任者	1. 保有する資格については、本業務に関連のあるもの全て記載すること。また、記載した資格については、その写しを添付すること。 2. 配置予定責任者の実務経験は、業務の経験年数を全て記載すること。 3. 実務実績は、配置予定責任者の全ての業務を記載すること。 4. 代表的な業務1件について、契約書等確認のできるものの写しを添付すること。
技術資料様式5号	業務に対する実施方針	1. 雇用の確保及び長期雇用の工夫 2. 交代要員の確保やシステムが確立されているか
技術資料様式6号	業務に対する実施方針	1. 玖珠町民を対象にした採用についての考え方
技術資料様式7号	企業提案	
	(1) 学校給食に対する考え方	1. 学校給食の意義 2. 本委託業務における特色
	(2) アレルギー対応食についての考え方及び具体的な取り組みについて	1. アレルギー対応食についての考え方 2. 具体的な取り組み
	(3) 調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生時における対応	1. 調理事故・異物混入事故・交通事故等の発生について(発生防止及び発生後) 2. 具体的な取り組み(発生防止及び発生後)
	(4) 学校給食衛生管理基準以外に独自の衛生管理内容について	1. 学校給食衛生管理基準以外に独自の衛生管理の取り組み
	(5) 食育の充実についての提案内	1. 食育についての考え方 2. 具体的な取り組み

	容	
上記内容を記録した CD-R		